

岐阜市告示第287号

要措置区域の公示について

土壤汚染対策法第6条第5項の規定により、下記のとおり要措置区域を解除した旨、告示します。

令和8年8月17日

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

記

1 解除理由

土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合するため。

2 解除区域

岐阜市芥見清水211番の一部
(別添のとおり)

3 当該要措置区域において指定基準に適合する特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた実施措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）



図1 要措置区域の位置図



- : 要措置区域
- : 解除された要措置区域 (全部解除)

図2 要措置区域図